

# 三井寺の公胤について(下)

——法然・栄西・道元・公暁と関わった天台僧——

## 館 隆 志

### 道元と公胤

道元の幼少時の修学については、中世古祥道氏の『道元禅師伝研究』に詳細な考察がなされている。しかしながら、この中世古祥道氏の研究においても、公胤については名を挙げるのみであり、詳しい考察はなされていない。そこで、公胤の伝記を踏まえ道元の参学問題について触れておく必要が存しよう。

江戸時代に面山瑞方(一六八三—一七六九)によって書かれた『訂補建撕記』によれば、道元が公胤に参じたのは建保二年(一二二四)の消息であったとされている。しかし実際には、『三大尊行状記』に、

十八歳内、看闍一切経二遍。学宗家之大事、法門之大綱。本来  
本法身、天然自性身。顕密両宗、不出此理。大有疑滞。如本自  
法身法性者、諸仏為甚麼、更発心修行哉。三井之公胤僧正者、

顕密之明匠、法海之龍象、即致此問。胤教示曰、此問輒不可答。雖有家訓訣、未尽美。伝聞、大宋有伝仏心印之正宗。宜入宋求覓。

とあり、『建撕記』(明州本<sup>1)</sup>)に、

自十三歳至十八歳、六箇年之間、看闍一切経二遍。宗家之大事、法門之大綱、本来本法性、天然自性身。此理顕密之両宗、不落居。大有疑滞。三井寺公胤僧正所参、如自本法身法性者、諸仏為甚麼、更発心修行三菩提之道。此公胤者、顕密之明匠、法海之龍象、即致此問。僧正教示曰、此問輒不可答。雖有家訓訣、未尽美。伝聞、大宋国伝仏心印有正宗。直入宋求覓。

と記されている。したがって、道元の伝記の中で成立が古いと考えられる『三大尊行状記』や古写本の『建撕記』によれば、道元が十八歳のとき、すなわち建保五年(一二二七)までに公胤に参学した情報が記されている以外は、年時などは記されていないことが知られるのである。

また、『三天尊行状記』には「十八歳内、看閲一切経二遍。」とあり、十八歳の内に一切経を二回読んだかの如く記されているが、十八歳の秋には、道元は明全(一一八四—一二二五)の会下に投じているため、半年の期間に一切経を二回読破していることになり、この期間に、公胤に参じていなければならぬことになる。ところが、『三天尊行状記』を詳細に読むと、「十八歳までに一切経を二回読破した」との意味として理解しなければならぬことが判明するのである。

仮に、道元が、十八歳で一切経を二度読破して、「法門之大綱。本来本法性、天然自然身。顕密両宗、不出此理。大有疑滯。如本自法身法性者、諸仏為甚麼、更発心修行。」との疑團を持つにいたり、公胤のもとに参じて、入宋を勧められ、秋には建仁寺に投じていたとしたならば、これらすべての消息が、半年の期間に行なわれたことになり、状況的に妥当であるとは認め難い。

すなわち、年時が確定しているものは、建保元年に出家して、建保五年秋に榮西の高弟である明全のもとに参じたとの消息だけであり、一切経を二度読破したのも、疑團を持つにいたったのも、公胤に参じたのもすべて、比叡山就学中の六年間になされた出来事であったと解するのが妥当であろう。また、『正法眼蔵随聞記』に、公胤の言葉が残っていることなどを踏まえれば、道元が公胤に参学していた期間は、ある

程度の期間であったとも、参学が数度に及んでいたとも考えられるのである。

さらに確認を試みると、『吾妻鏡』によれば、建保二年(一二二四)四月二十五日に、公胤の使者が鎌倉に到着して園城寺の焼失のことを申し入れており、建保二年五月七日には園城寺の復興の沙汰を得ている。建保元年(一二二二)四月九日に道元は天台座主である比叡山の公円のもとで剃髪し、翌十日に延暦寺の戒壇院において菩薩戒を授かって出家している。受戒してすぐに公胤のもとに参じたとは考えにくく、園城寺が建保二年四月十六日に焼失していることから、恐らく道元が公胤に参学したのは、建保二年五月七日に公胤が園城寺復興の沙汰を得て以降しばらくして後のことであると理解するのが自然であろう。『華頂要略』によれば、建保二年の九月十日に、同年九月頃よりの梨本坊と青蓮院との不和により、青蓮院の門徒が離散する事件が起こっている。中世古祥道氏は、この事件を機に青蓮院系の公円のもとで剃髪・受戒した道元が、比叡山を下りて園城寺の公胤のもとを訪れた可能性を指摘している。

ちなみに、この時の天台座主は承円であり、前述した通り、建保元年(一二二二)四月二十三日<sup>6)</sup>に行なわれた、後鳥羽上皇による四天王寺における大藏経の頓写の際に、公胤が呪願であることに反対した延暦寺が推挙した僧侶が承円であつ

た。すなわち、公胤と承円の関係は不和であった可能性が存しており、この不和関係を機縁として、道元が公胤に参学した可能性も存しているわけである。したがって、比叡山を離れた道元が参学でき得る場所の一つとして公胤の名前が挙がることは、十分有り得る妥当な消息と言えるのである。

また、道元の師である公円・公胤・栄西の三師についてであるが、『華頂要略』卷二二「天台座主記」一、「第七十権僧正公円」の章に、

建曆三年四月、廿六日（丁酉）、勤作法勝寺九重御塔供養導師（祝願公胤僧正、請僧百六口）。

とあり、法勝寺九重の塔婆造立供養の際に、公円が導師を勤め、公胤が祝願を勤めていた消息が知られる。さらに、『仁和寺御日次記』の建保元年（一一二二）五月四日条に、

四日甲辰。以栄西律師任権僧正（九重塔婆供養勸進賞）。可賜□師號之由雖申請、有沙汰無裁許。

とあり、栄西が法勝寺の九重塔婆造立供養の勸進を勤めたことにより権僧正を賜っている。栄西がこの法要に参加した記録は残っていないものの、栄西は勸進の功績によって、律師から僧都・大僧都を飛び越えて権僧正を賜ったわけである。したがって、勸進の功績を踏まえるならば、栄西が法勝寺の九重塔婆造立供養にも参加していたと考えるのが妥当であろう。すなわち、法勝寺の九重塔婆造立供養に、道元の師であ

る公円・公胤・栄西の三師が一同に会していた可能性はかなり高いと言えるであろう。この三師が実際に一同に会していたことを示す記録は残っていないものの、状況的にはほぼ確実であると言えるのかもしれない。

『僧官補任』によれば、公胤は建保四年まで園城寺の長吏を勤めていた消息が知られている。また、『吾妻鏡』<sup>10</sup>に、建保四年頃から建保五年六月頃の期間に、なお公胤が園城寺において公暎など弟子の育成に力を注いでいた消息が記されているわけである。後学の育成の為に、長吏の職を退いたのであろうか。あるいは、長吏の職を退いたことによって、後学の育成の時間が生まれたとも考えられる。

したがって、道元の公胤参学の可能性としては、建保二年五月七日以降しばらくしてから建保五年秋までの可能性が存するわけであるが、後に触れる如く道元の外戚にあたる尊譽が公胤より伝法を授かったのは建保三年十二月十五日であることなども、この期間における道元の公胤参学の可能性を高めるといえよう。さらに、公胤が園城寺に留まり、公暎などの弟子の育成に力を注いだ期間である建保四年から建保五年の間に、道元が公胤のもとに参学していた可能性も指摘でき得る。ただし、『天尊行状記』や『建擲記』には、十八歳までに道元が公胤に参学した消息の他は、何ら年時に関する消息が記されていないため、正確な年時や期間は不明である。

園城寺長吏行意について

『僧官補任』<sup>1)</sup>によつて確認を試みると、建保四年には、公胤は園城寺長吏の職をしりぞいて、新たに行意（一一七七—一二一七）が園城寺長吏として就任している。『寺門伝記補録』<sup>2)</sup>卷十四「長吏高僧略伝卷下」の行意伝には、

僧正行意 円満院 四十一世

行意、松殿入道関白基房子、覺尊僧正入室弟子也。深役氏道名於驗徳。大峯鍊行八度、那智齋居千日。又放行尊僧正修峯窟冬籠。建久八年十二月九日、於唐院受三部大法職位於前大僧正眞円、時年二十五。土御門院元久三年四月十三日、揚護持僧、時權僧正。建保四年補長吏（治二）。五年十一月二十九日寂。年四十有一。

とあり、これによれば、行意は松殿法印基房の子であり、建保四年から示寂する建保五年の十一月二十九日までの期間、園城寺の長吏を勤めているため、公胤が園城寺に参じたときも、また、道元が公胤に参することが可能な期間においても、行意は園城寺長吏の職にあつたとみられる。

この行意は、同じく松殿法印基房の子として、『尊卑分脈』<sup>3)</sup>に記される良観と同一人物であることが指摘されている。近年、この良観（行意）と、道元が入室した良顕法眼とを同一人物であるとの論考がなされ、<sup>4)</sup>またそれを否定する論考もな

されている。仮りに良観（行意）と良顕が同一人物であるならば、道元が園城寺に参学したとみられる時の園城寺長吏が良観（行意）であるため、公胤と道元を相見させたのが、道元と外戚にあたる良顕、すなわち良観（行意）であつた可能性も存しているわけである。

ただし、道元の伝記には、一致して良顕法眼の室に入つた消息が記されている。『寺門伝記補録』に記される行意伝によれば、建永元年（一二〇六）には、行意は権僧正に補されているため、道元が入室した良顕が、良観（行意）と同一人物であつたとしたならば、道元が参じた建暦二年（一二一一）に、良観（行意）がいまだ法眼であつたとはみがない。<sup>5)</sup>したがつて、良顕法眼と良観（行意）はあくまで別人であつたとみるべきであろう。

また、『三大尊行状記』などの記述によれば、道元は一期、松殿法印基房の猶子であつたようである。すなわち、道元が園城寺に参学していたとみられる時期の長吏である良観（行意）は、道元と同じく松殿法印基房の子であつた。さらに、『園城寺伝法灌頂血脈譜』<sup>6)</sup>によれば公胤から伝法を受けた二十三人の僧侶のうちの一人である尊譽も松殿法印基房の子である。その上で、良観（行意）の前の長吏である公胤は、道元と同じく村上源氏の出自であり、道元の父・祖父とされる源通親の「分身」とまで称されていた関係であつたわけ

ある。以上のことから、血縁の上からも、道元が園城寺へ参学していた可能性は高いといえよう。

### 栄西と公胤

次に、栄西と公胤の交流の可能性について触れておきたい。栄西は、二度の入宋経験と、在宋中に宋朝禪に触れ、禪を伝来したことにより、一般的には臨濟宗の開祖とされることも多いが、禪の初伝者という評価が妥当であるうか。栄西は帰朝後に、朝廷より禪の布教の停止の沙汰が下るほど、禪の布教にも熱心であった。また、鎌倉幕府とも関係をもち、京都東山に建仁寺を建立している。その後、東大寺の再建の勸進職にあつた重源（一一二一—一二〇六）の示寂を受けて、東大寺の勸進職を勤め東大寺の再建に寄与し、法勝寺の九重塔の再建に際しても勸進職を賜り、その再建に寄与したわけである。さらに、栄西が法勝寺の勸進職を賜っていた期間すべたにおいて公胤が法勝寺別当職にあつた可能性が高いことは既に指摘したとおりである。

栄西は法勝寺の勸進職を朝廷から賜ったわけであるが、法勝寺の別当職であつた公胤が、栄西の二度の入宋経験や、東大寺の勸進での実績を踏まえ、法勝寺の勸進として栄西を推薦した可能性も存しよう。したがって、法勝寺の勸進であつ

た栄西と、法勝寺の別当であつた公胤にはかなりの交流が存していた可能性は容易に想像されるわけである。

さらに、公胤と栄西は共に鎌倉に下向した経験のある将軍家帰依の僧であつたことにも注意を払いたい。栄西が鎌倉でも活動していたことは有名であるが、公胤も将軍家から重用され、鎌倉時代の歴史書である『吾妻鏡』には公胤の名が度々登場していることは前述したとおりである。また、公胤は鎌倉三代将軍を殺害した公暁の師でもあり、建保二年に焼失した園城寺の再建には鎌倉幕府からの全面協力を取り付けるなど、公胤と鎌倉幕府との関係も深い。ちなみに、現在確認でき得る権僧正以上の僧侶で、三代将軍実朝が帰依した僧侶として確認できるのは、公胤と栄西のみである。その上で、道元が関わつた僧侶として公胤と栄西の名が挙がるなど、この二僧侶には共通点も多いと言えよう。

### 栄西と道元

そこで、公円・公胤・栄西に交流が存していた可能性を踏まえた上で、栄西と道元の相見問題について触れておきたい。なぜならば、これまでの道元と栄西の相見問題は、道元の師とされる三師（公円・公胤・栄西）に交流が無かつたという前提に立つて論じられているからである。

その為には、まず榮西の晩年について簡略に触れる必要が存しよう。榮西は晩年の多くを鎌倉で過ごしていたようであるが、『吾妻鏡』に見られる榮西の晩年の記述としては、建保元年（一二二三）の消息として、

六月二日 京都より鎌倉に帰着する。<sup>19</sup>

の記述があり、また、建保二年（一二二四）の消息として、

二月四日 実朝の体調不良<sup>20</sup>に良薬として茶をすすめ、

『喫茶養生記<sup>21</sup>』を献上する。

六月三日 法華経を転読して、降雨を祈禱す。<sup>22</sup>

七月一日 大慈寺供養の導師を請われる。<sup>23</sup>

七月二十七日 大慈寺供養の導師を勤める。<sup>24</sup>

十月十五日 大慈寺にて舍利会を修す。<sup>25</sup>

の記述があるのみである。『吾妻鏡』によれば、榮西は建保三年（一二二五）六月五日に鎌倉の寿福寺において示寂したと伝えられているが、『千光法師祠堂記<sup>26</sup>』『元亨釈書<sup>27</sup>』『沙石集<sup>28</sup>』などの『吾妻鏡』以外の資料は、すべて建保三年七月五日に京都の建仁寺において示寂した消息を伝えているため、示寂年・示寂地に定説をみない。建保二年から榮西が示寂するまでの間の榮西の行実は、『吾妻鏡』によつてのみ知り得ることが可能であるため、この間に鎌倉に滞在していたとも、京都と鎌倉を往復していたとも考えられる。仮に道元が建保二年から建保三年の期間に、榮西に参学していたとし

たならば、少なくともこの間に榮西が京都にも滞在していたことになる。

また、『吾妻鏡』が、あくまで後年に編纂された歴史書であることにも注意を払わねばなるまい。特に、『吾妻鏡』に記される榮西の示寂の記事は、『吾妻鏡』の記事であることによつて、無批判に受け入れられることも多い。しかしながら、『吾妻鏡』以外の記述からは、榮西の示寂は七月五日であった可能性は高いのではないかと考えられ、少なくとも『吾妻鏡』の榮西の示寂の記事をそのまま鵜呑みにすることはできないと言えよう。そこで、本稿では、榮西は京都で示寂しており、晩年は京都でも活動していたとして論を進めていきたい。

道元が公円から菩薩戒を授かった建保元年（一二二三）四月十日頃は、榮西は京都で法勝寺の九重塔再建の勧進職にあり、同年四月二十六日に行なわれた法勝寺の九重塔婆造立供養に参加していたと見られる。榮西は建保元年六月二日には京都から鎌倉に到着しているので、道元が榮西に会うことが可能な最初の機会は、公円・公胤を通して接点が得る建保元年四月二十六日より同年六月二日に榮西が鎌倉に戻るまでの期間となる。ただし、仮にこの期間に榮西と道元に関係が生じていたとしても、それはあくまで面識ができた程度と見ることが自然であろう。

栄西の晩年の消息のうち、『吾妻鏡』にも記録が見られない期間である建保元年六月二日から建保二年二月四日までの期間は、現在残された記録からは不明である。栄西の行動範囲は驚くべきものがあり、一例として挙げるならば、建暦元年（一二二一）に律僧俊苒（一一六六―一二二七）が帰朝したときには、栄西は周防国（山口県）に滞在しており、博多まで俊苒を迎えに行った消息などが知られている。それゆえに、この期間に栄西が鎌倉に留まっていたとも、京都と鎌倉を往復していたとも考えられるわけである。

したがって、『吾妻鏡』の記述から、栄西が鎌倉で明確に活動していたと考えられる期間以外は、京都での活動や、京都と鎌倉の往復も視野に入れなければなるまい。さらに、栄西が示寂したのが京都であったならば、建保三年のうちに栄西が京都に戻っていたものと推測されるわけであり、建保三年に栄西が京都に戻ってから示寂するまでの期間は、栄西と道元が会うことが可能な期間となろう。三師（公円・公胤・栄西）の交流と、時間的・地理的条件を踏まえるならば、道元と栄西が会うことは十分に可能であったと言えるであろう。

また、公胤は道元に入宋を勧めたとされているが、それと同時に、二度の入宋経験のある栄西への参学を勧めていた可能性も指摘でき得る。さらに、公胤が道元に入宋を勧めたとしたならば、それは入宋僧に影響を受けてのことであろう。

すなわち、ここでいう入宋僧こそ栄西その人ではないだろうか。また、公胤が道元に入宋を勧めたことが、そのまま建仁寺の明全への参学につながるかは考えにくい。法勝寺の九重塔婆造立供養に道元の師とされる三師（公円・公胤・栄西）が一同に会していた可能性を踏まえ、やはり栄西と道元の間には、実際になんらかの関係があったものとみることが妥当であろう。以上のように考えれば、公胤が道元に入宋を勧めたという伝記には、公胤と栄西の交流という事実が隠れているのかもしれない。

したがって本稿においては、公胤と栄西の交流を踏まえた上で、道元が比叡山就学中に諸方歴遊し、この諸方歴遊中に栄西と道元にはなんらかの関係が存していたのではないかと推測しておきたい。さらに、比叡山をおりた道元が、なんの背景もない建仁寺に赴き明全に参じたというのも想像しがたく、おそらく、比叡山就学中に、三井寺の公胤や、建仁寺の栄西などの諸師を訪ね参学し、これらの機縁が重なり、建保五年に正式に比叡山をおりて建仁寺の明全に参学したものと推測されよう。さらにいえば、道元は公胤に参ずることと栄西との接点ができ、後に建仁寺に投ずることができた可能性も存するわけである。

栄西と道元が建仁寺において実際に相見までしていたのか否かについては、更に慎重な考察が要求されようが、今後は、

少なくとも公胤と榮西にかなりの交流が存した可能性を踏まえた上での考察が必要となるろう。

『正法眼藏隨聞記』の記述について

道元と、その法嗣である懷奘との問答を記録した『正法眼藏隨聞記』卷三には、

夜話云、故建仁寺僧正ノ伝ヲバ、顕兼中納言入道書タル也。其時辞スル言ニ云、儒者ニ書セラルベキ也。其故ハ、儒者元來身ヲ忘テ、幼キヨリ長ルマデ学問ヲ本トス。故ニ書タル物ニ誤無也。只人ハ身ノ出仕交衆ヲ本トシテ、カタハラゴトニ学問ヲスルアヒタ、自ヨキ人アレドモ、文筆ノ道ニモ誤出来也。之ヲ思フニ、昔ノ人ハ外典ノ学問モ、身忘テ学スル也。

又云、故胤僧正云、道心ト云ハ、一念三千ノ法門ナンドヲ胸中ニ学シ入テ持タルヲ道心ト云也。ナニトナク笠ヲ頸ニ懸テ迷アリクヲバ、天狗魔縁ノ行ト云也。<sup>32</sup>

とあり、公胤の記事が見られるが、この記事が榮西の記事と同じ日の問答として記録されていることにも注目すべきである。また、続く問答には、

夜話云、故僧正云、衆各用所ノ衣糧等ノ事、予ガ与フルト思フ事ナカレ。皆是レ諸天ノ供ズル所也。我ハ取り次ギ人ニ当ツタルバカリ也。マタ各々一期ノ命分具足ス。奔走スル事勿レ。常

ニスメラレケレバ、是レ第一ノ美言ト覚ル也。<sup>33</sup>

とある。『正法眼藏隨聞記』では、榮西についても故僧正と記すため、ここでいう故僧正が、榮西なのか公胤なのか、あるいは全くの別人なのかは不明である。榮西の説話には建仁寺が登場することが多いとはいえ、内容のみから故僧正が榮西なのか公胤なのかを判断することは難しいと言えよう。あるいは、故僧正と記す問答には、公胤が道元に話した言葉だったものも含まれているかも知れない。

ちなみに、故僧正とのみ記され、その言葉が残っている箇所として、他には『正法眼藏隨聞記』卷六に、

示云、学人、人ノ施ヲウケテ悦ブ事ナカレ。ヌウケザルコトナカレ。故僧正云、人ノ供養ヲ得テ悦ブハ制ニタガフ。悦バザルハ檀那ノ心ニタガフ。是ノ故実ハ、我ニ供養スルニ非ズ、三宝ニ供養スル也。故ニ彼ノ返事ニ云ベシ。此供養三宝、定テ納受アルラン申ケガズ、ト云ベキ也。<sup>34</sup>

とあり、これも内容からは判断しかねるが、道元の参学行程において、榮西に参することが可能であった期間よりも、公胤に参することが可能であった期間の方が圧倒的に長いため、故僧正とのみ記される問答の言葉が、公胤の言葉であったとしてもならぬ問題はなく、むしろその可能性を排除することは、不自然であると言えよう。



## 法然と公胤

公胤は浄土宗の開祖である法然(一一三三—一二二二)と関係が存していたらしい。法然の伝記資料についての考察は、これまでかなり多くなされている。先行研究のうち、代表的なものを挙げれば、成立史として法然伝を考察した、田村円澄氏<sup>35</sup>や三田全信氏<sup>36</sup>の研究が挙げられる。また、『知恩講私記』を中心に、法然伝の成立について考察を行なった、伊藤唯眞氏<sup>37</sup>や阿川文正氏<sup>38</sup>の研究があり、最近では、中井真孝氏が『法然伝と浄土宗史の研究』<sup>39</sup>の中で、法然伝の成立史をまとめられている。そこで、本稿においては、先行研究を踏まえた上で法然と公胤の関係について、簡略に触れておきたい。

『知恩講私記』<sup>40</sup>とは、法然の廟堂で遺弟らが命日に行なった知恩講の講式を記したものであり、この『知恩講私記』には断片的ながら、法然伝がいくつか納められている。『知恩講私記』は浄土宗では早くに用いられなくなったが、浄土真宗には伝えられ、室町時代の写本が伝わっていた。これが『真宗聖教全書』拾遺部<sup>41</sup>に収められていたため、存在そのものは知られていたが、櫛田良洪氏<sup>42</sup>が、東寺宝菩提院三密蔵のなかから、安貞二年(一二二八)八月に書写された写本を発見した。これが、法然伝を記す資料のなかでは最古の写本

であったために、『知恩講私記』が法然伝の最古のものである可能性が浮上し、一躍注目を浴びるようになった資料である。ただし、『知恩講私記』が講式本であるため、法然伝の記述についても断片的であるという点には考慮する必要があるだろう。

『法然上人伝記』<sup>43</sup>とは、義演准后(一五五八—一六二六)が近世に書写した法然伝であり、大正時代に醍醐寺から発見された伝記資料であるため、通称「醍醐本」と言われている。内容は、「二期物語」「禅勝房との問答」「三心料簡事」「別伝記」「御臨終日記」「三昧発得記」の六つの伝記から構成されている。「御臨終日記」の末に、法然の滅後三十年たつてまとめられたことが記されているため、最も古い伝記の一つとされている。ただし、義演准后が書写したのが江戸時代であり、法然の伝記資料の中では書写されたのが比較的新しいことや、義演准后が書写するまでの経緯などが不明であるなどの問題も残ろう。

『源空聖人私日記』<sup>44</sup>(以下、『私日記』)とは、法然の門弟であり、浄土真宗の開祖である親鸞(一一七三—一二六三)が康元元年(一二五六)に編纂、あるいは転写したとされる『西方指南抄』<sup>45</sup>に収められている法然の伝記であり、その成立を少なくとも康元元年以前に遡ることが可能なため、法部の部類に属する伝記資料の一つとされている。本稿では、法

然の伝記資料のなかでは成立が古いとされる、『知恩講私記』『醍醐本』『私日記』の三伝記を特に重要視して、考察を進めていきたい。

このうち『知恩講私記』には、公胤に関する記述は見られないが、これは『知恩講私記』が、知恩講の講式本であるためである。しかし、『醍醐本』所収「二期物語」には、

或云、上人在生時、三井寺貫首大式僧正公胤、作三卷書破選択集、名浄土決疑抄。其書曰、法花有即往安樂文、觀經有誦誦大乘句。転読法花、生極樂有何妨。然廢説大乘唯付属念仏云々、是大錯也。取意上人見之、不見終指置云、此僧正此程之人不思、無下分際哉。開立浄土宗義者、可思定判教權實者。可思廢權立實義覽。乍開立宗義枉理以法花、望入觀經往生行中事、似忘宗義廢立。若能学道者、可謂、觀經是爾前教也、彼教中不可撰法花。今浄土宗意者、取觀經前後之諸大乘經皆悉撰往生行内、何法花独残之哉。事新不可望入觀經内、善撰意者、教為对念仏廢之也云々。使者学仏房還語此由、僧正閉口不言説。彼僧正來說法之次、被語於前浄土決疑抄之由来、我今日臨此砌事、偏為懺悔此事也云々。聽聞道俗貴賤莫不隨喜、其後、僧正同遂往生素懷畢、瑞相非奇特旁多云々。

と記され、『醍醐本』所収「別伝記」には、  
三井公胤於殿上、七ヶ不審開上人。（中略）  
公胤夢見云、源空本地身、大勢至菩薩、衆生教化故、来此界

度々、云々。

と記され、『私日記』にも、

園城寺長吏法務大僧正公胤、為法事唱導之時、其夜告夢云、源空為教益、公胤能説法、感即不可尽、臨終先迎撰、源空本地身、大勢至菩薩、衆生教化故、来此界度々。

と記されている。やはり、法然の古伝を見る限りにおいては、公胤と法然には関係が存したとみるのが妥当であろう。またその交流は、当初は公胤は『浄土決疑抄』を著すなど、法然の立場に対して否定的であつただろう。それが後に、法然の供養導師を勤めるなどかなり友好的になつたのではないかと考えられるのである。

『私日記』と『醍醐本』は、共に成立が古いと考えられており、何れが最も古いのかについてはこれまで多くの論考がなされているが、未だに決着を見ていない。しかも、『私日記』と『醍醐本』においては、伝記中に「公胤夢告」を含み、『西方指南抄』の上巻の末尾に、

建保四年四月廿六日、園城寺長吏公胤僧正之夢に、空中に告云、源空本地身大勢至菩薩、衆生教化故来此界度者、と。

かの僧正の弟子大進公、実名をしらず、記之。<sup>46</sup>

とあることから、「公胤夢告」が建保四年四月二十六日の消息であるとされているため、これらの伝記の成立の下限を建保四年とする説も存している。<sup>46</sup>したがって、公胤と法然との

交流が法然の伝記資料の成立年時に影響を及ぼす可能性も考えられるため、かなり慎重な考察が要求されよう。

また、法然の伝記を伝えるものとしては、以上の伝記資料の他に、詞書と絵図を交えその行実を記す「絵伝」が多く伝えられており、その成立はかなり古く注目すべきであろう。法然と公胤に関しては、さらに「絵伝」を含めた考察については、紙面の都合もあり別の機会を設け詳しく論じたい。

ただし、公胤は建保四年夏頃より公暁に灌頂を授けていることは確実であろうから、公胤はあくまで示寂のその日まで純然たる天台僧であり、法然と公胤の交流はあくまで天台僧である公胤と、法然との交流であったとみるべきであろう。したがって、公胤が法然の思想に理解を示し、多少なりの影響を受けていた可能性は指摘でき得るが、『本朝高僧伝』に見られるような、公胤が晩年に職をはなれて浄土の法門に入り、建保四年の閏六月二十日に示寂したとの記事は、採用することはできないと言えよう。なぜならば、公胤が仮に建保四年の閏六月二十日に示寂していた場合、建保四年までは園城寺長吏の職にあり、その年の三月十八日<sup>49</sup>には、公胤が嵯峨柳観音堂の供養導師を勤め、夏(四一六)には公暁に灌頂を授けているため、資料の上からは、晩年に職を離れた形跡が存しないからである。

しかしながら、仮に本稿で指摘したように、建保五年以降

も、さらには、公暁の実朝殺害以降も公胤が存命していたとしたならば、公胤が晩年に職を離れていた可能性も存しているのである。公胤が晩年に職をはなれて隠遁し、禅林寺の辺で示寂したとの記事は、あるいは、公胤がいずこかで実際に隠遁していた消息に起因するのもかも知れない。また、『華頂要略』『本朝高僧伝』『沙石集』には、公胤が「八十余歳」で示寂したと記されている。これも、実際に公胤が隠遁して、八十余歳まで存命していた消息を暗に示している可能性もあり、今後の課題として残ろう。

#### 如意寺と公胤門下

次に、公胤が活動していたとみられる園城寺の子院である如意寺について触れておきたい。そこで、先にこれまでなされた如意寺の先行研究についてまとめておきたい。如意寺に関する調査・研究は、まず、『史迹と美術』第二十二輯ノ十に、「如意寺跡特集」<sup>50</sup>として如意寺の特集が組まれたことにはじまる。ただし、本格的に如意寺の研究が始まるのは、京都埋蔵文化財調査センターが昭和六十年に如意寺跡を調査して以降であろう。以後、梶川敏夫氏や上山春平氏が中心となって調査が行なわれ、「如意寺研究会」も発足された。

この成果をもとに、平成三年(一九九一)に『古代文化』

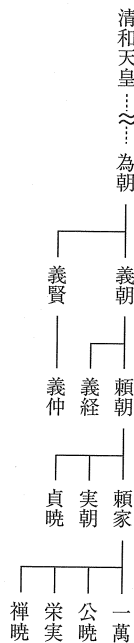
第四十三卷第六号に「如意寺の諸問題」<sup>51</sup>と題した特集が組まれた。この間の研究としては、滋野敬淳氏・上山春平氏・梶川敏夫氏・関口力氏・泉武夫氏の論考がある。また、『古代文化』の特集以降に発表された論文としては、佐々木利三氏<sup>57</sup>・梶川敏夫氏<sup>58</sup>・江谷寛氏<sup>59</sup>の研究がある。さらに、「如意寺研究会」は、「如意寺調査会」として（財）古代学協会が引き継ぎ、調査報告もまとめられている。その後の研究としては、小山田和夫氏<sup>61</sup>の研究が注目すべきであろう。

これらの先行研究は、その多くは遺跡の調査や、それに基づく研究が中心であり、また山岳寺院としての研究もみられ、その中に如意寺の歴史に関する研究が断片的に収められている。このうち、如意寺や如意寺に関する僧侶にも注目して、古記録を中心に最初に考察を行なったのは、梶川敏夫氏である。ついで、小山田和夫氏が如意寺の創建についての再考察や、如意寺の僧侶についての考察を行なっている。しかしながら、これらの考察においても三井寺の公胤のことはほとんど触れられていない。『読史備要』の「天台宗如意寺門跡歴代」をもとに、わずかに公胤が如意寺に居た消息を記すのみである。したがって、本稿において、公胤と如意寺についてふれておく必要が存しよう。

公胤と如意寺の関係については、『寺門伝記補録』卷二「承元祭祀記」<sup>63</sup>に、「如意寺鎮守諸社、多是僧正（公胤）之所

建也。」とあることから、公胤が如意寺の鎮守諸社の多くを建立した消息が知られる。また、『華頂要略』の如意寺の記事には、公胤の名が最初に記されている。ただし、平安時代にも如意寺の記録が見られるため、公胤が如意寺の開山ではないようである。続いて公胤の門弟である公暁と、公暁の舎弟であった栄実の名が記されている。

ちなみに、如意寺の三世として記されている栄実は、頼家の子息であり公暁の実弟である。ここに公暁周辺の俗系・血縁の系図を『尊卑分脈』より挙げれば、



となろう。栄実は、『愚管抄』によれば、栄西のもとで出家した消息が知られている。『吾妻鏡』によれば、栄実は和田義盛の乱の時に、京都で捉えられて建保二年（一二一四）十一月十三日に自害したと伝えられている一方、『華頂要略』には、承久元年（一二一九）十月六日に自害したと伝えられており、あたかも公暁の後を追って自殺したかのようにであり、両説にはかなりの隔たりが存している。

ちなみに、もう一人の頼家の子息である禅暁は、承久二年（一二二〇）四月十一日に、公暁に同意したとの嫌疑がかけ

られて、京都の東山辺りで北条義時に討たれたと伝えられている。頼家の息子の末路はいずれも悲惨といつてよく、また短命であったため、公暁も禅暁もその幼名が善哉と伝わっているなど情報に混同がみられる。したがって、栄実と禅暁についての情報が混同していた可能性も存しよう。ただし、もう一つの可能性としては、栄実が実際には自害はしておらず、如意寺でかくまわれており、公暁が討たれたことにより、その年の十月六日に自害したと考えることも可能であろう。

また、如意寺が公胤門下の活動の場であった可能性は高いと考えられよう。如意寺は建保の園城寺焼失の際に、類焼による焼失を逃れたとみられ、如意寺は建保の焼失によって機能を失った園城寺が復興するまでの間、園城寺の代役となっていた可能性が高いと考えられる。さらに、公暁が如意寺に在山していたとみられるわけであり、あるいは道元も園城寺ではなく如意寺において公胤のもとに参学していた可能性も存しているのである。また、栄実が如意寺を相承していたのならば、栄実も栄西だけではなく公胤にも参学していたのではないかと推測されるわけである。『華頂要略』に残る如意寺の記録は、公胤と公暁の師弟関係の一端をうかがうことができ得るのみならず、公暁の京都での活動の一端を知り得ることができ得る貴重な資料と言えよう。

ちなみに、『華頂要略』に残る如意寺の記録が、園城寺の

関係資料に見られないのは、公胤と公暁の関係が明確に記されていたため、園城寺において削除された可能性が考えられる。ただし、『華頂要略』の記事そのものには、考察の余地が存している。如意寺と公胤門下について詳しくは別に考察を設け論じたい。

### 道元と公暁

前述したように、道元が公胤に参じたのが、建保二年五月七日以降しばらくしてから建保五年の秋までのいずれかの期間であったとみられる。また、公暁が園城寺に参学していたのは建暦元年からであり、公胤に参じて灌頂を受けていた期間は建保四年夏頃から、建保五年の六月あたりまでであった。よって、道元と公暁は、ほぼ同時に園城寺において参学していたらしい消息が判明したわけである。すなわち、道元と公暁とは、園城寺において時を同じく公胤に参じた同参の間柄であった可能性が高いと考えられる。

この両者の関係を記す明確な資料は残されていないが、杉尾玄有氏の「源実朝の入宋企図と道元禅師」<sup>64</sup>に、道元と源実朝との関係が存したのでないかとの考察がなされている。また、大久保道舟編『道元禅師全集』下巻所収の「波多野義重宛書状」<sup>65</sup>によれば、「当寺者、奉為二位殿・右大臣殿菩提御建立

候之上」とあり、道元自ら永平寺が北条政子・源実朝の菩提のために建立されたことを述べている。これは、鎌倉と道元との関係を考察するうえで大変重要な記述といえる。さらに、波多野義重の父波多野忠綱が実朝の首を葬り菩提を弔ったところと伝えられる首塚および金剛寺という寺が、神奈川県秦野市に現存していることなども興味深い伝承と言える。また、『法灯国師行実年譜』<sup>67</sup>によれば、道元がおそらく帰朝直後に西方寺の額を揮毫しているが、この西方寺は、実朝の遺臣である葛山景倫（入道願性）<sup>68</sup>が出家して実朝の菩提のために建立した寺院であった。

この実朝を殺害したのが公暁であったわけであり、その公暁と道元は公胤のもとで同参の間柄である。また、共に名門の出身であるばかりでなく、道元と公暁は、共に正治二年（一一二〇）に生まれており、仮に公胤のもとで時を同じく参学していたならば、同じ年であり、名門の出身であるこの両者は互いに相手を意識せざるを得ない存在であったにちがいない。あるいは、道元の実朝に対する供養は、同門の公暁が犯した罪を償う意味合いを含むものであったのかもしれない。道元を巡る、実朝・公暁との関係などは、後の道元の鎌倉下向などと大きく関係する問題なのかもしれない。

### 承久の乱

公胤の門弟、公暁が実朝を殺害したことによって、それが後に承久の乱を引き起こすことになる。実朝殺害の後、鎌倉殿の政務は頼朝正室の北条政子が代行した。承久元年（一一一九）六月には撰閥家の九条道家の子・三寅（後の九条頼経）を鎌倉殿として迎え將軍を中心とした執権体制となる。北条義時（一一六三―一二二四）は執権とともに、侍所別当をも兼ねて、幕府の実権を掌握した。これを不満に思つて後鳥羽上皇は朝廷で院政を行ない、長講堂領、八条院領の二大莊園を支配下に置き、それまでの北面の武士に加えて西面の武士を設置し軍事的な強化を行なつていた。後鳥羽上皇は慎重に倒幕計画を練り、承久三年（一二二二）に諸国に兵を徴し、義時追討の宣旨を下した。

しかし、一ヶ月後には京都も幕府軍に占領され、その計画は完全に失敗に終つた。乱の以後の幕府の処分は嚴重を極め、乱に関係した朝臣は移送の途中に斬殺、上皇方についた御家人も京都市中で斬殺されている。さらには、後鳥羽上皇は院政を停止された上で隠岐に流され、順徳天皇は佐佐に流され、土御門上皇（一一九五―一二三一）は自ら土佐の地に移るといふ、三上皇の流罪という結末を見たのである。

この承久の乱が、公胤と関わつた人々にも多大な影響を及

ぼすことになる。まず、公胤とは関わりの深い後鳥羽上皇は院政を停止された上で隠岐に流されている。また、園城寺の再建に資力した大内惟義は、承久の乱の前には亡くなっていたとみられているが、その子供である大内惟信が、承久の乱で京方についてすべてを失っている。

また、宇都宮頼綱（一一七二～一二五九）は、文治五年（一一八九）の奥州藤原氏討伐で功績を挙げたが、建久五年（一一九四）に祖父の宇都宮朝綱による公田横領による連座で共に土佐国に流罪とされた。しかし、その後には許されて元久二年（一二〇五）六月の畠山重忠事件では北条氏側に与して功を挙げた。ところが同年八月、北条氏から重忠との関係などから謀反を疑われたため、実信房蓮生と号して出家した。その後は法然の弟子である証空（一一七七～一二四七）に師事を受けたが建保二年（一二二四）頃には罪を許されていたらしく、園城寺の修復に勤めたことは、前述した通りである。承久の乱では、鎌倉の留守を勤め、その功績から戦後、伊予国の守護職を与えられている。ちなみに、証空は、源通親の猶子であり、法然・公胤・道元を結びつける可能性を持つ人物であり、宇都宮頼綱は、法然・公胤・証空を結びつける可能性を持つ人物と言えるのである。

公胤が鎌倉に下向した際に宿直を勤めた佐々木宏綱は、園城寺の修復に際し在京し、京都で功績をたてて後鳥羽上皇の

北面に任命された。承久の乱では京方について、承久三年七月二日に六条河原で斬られている。安達親長は、承久の乱に京方について、逃亡し、その後の消息は不明となる。公胤の門弟の公暁が実朝を殺害したことにより引き起こされた承久の乱によって、公胤と関わった人物の、その後の人生が一変しており、公胤が後の歴史に与えた影響の大きさを感ぜざるを得ない。

また、公胤と並び称された公雅の孫である義尹は、その父である順徳天皇が承久の乱で配流され、これが後に義尹が出家する一要因になったものと推測されよう。その後、義尹は公胤に参学した道元の門下となり、肥後（熊本県）の地に、大慈寺を建立し、また大橋の建立を行なうなどの慈善事業をも行ない布教に努めた。そして、義尹の門下は後に九州地方と東海地方に曹洞宗の一大勢力となる寒巖派を形成したのである。

### おわりに

本稿においては、公胤の伝記を、古記録や、日記資料を中心に考察を行なった。この考察によって、これまでほとんど不明であった公胤の事跡がかなり判明したのではないだろうか。さらに、公暁と道元の師が同じことなども大変興

味深いといえよう。道元と公暁が、三井寺において同時期に公胤に参学している可能性が高いと言え、道元と源実朝の関係を考えるならば、大変興味深い。

さらに、公胤が村上源氏の出身であることも注意を払いたい。今後、公胤・公雅・道元・義尹という村上源氏の一族をふまえ、永平寺門下を再考察する必要や、通親・法然・証空なども含め、当時の仏教界に村上源氏一門が与えた影響を考察する必要が存しよう。法然と公胤との関係については紙面の都合上、別の機会を設け考察を試みたい。

また、本稿によって明らかになった、公胤と栄西との関係にも注意を払わなければなるまい。これまで、行なわれてきた道元の公胤参学や栄西相見についての考察は、あくまで栄西と公胤との間の交流の可能性が排除され考察がなされてきたわけである。公胤と栄西の間に交流の可能性が存しているならば、これらのことも、公胤と栄西との交流の可能性を踏まえた上での再考察の必要性が存しよう。道元が公胤に影響を受けたのは、公胤が天台の碩学であったからのみではなく、同族の僧侶であったことなどもその要因となったと考えられ、あるいは、法然や栄西などの新しい仏教に寛容であったからなのかもしれない。それが、道元に入宋を勧める機縁となつたものとも考えられよう。

さらに、法勝寺の九重塔婆造立供養の際に、道元の師とさ

れる公円・公胤・栄西の三師が一同に会していた可能性が高く、このことは、道元の参学の行程を考察する上で非常に重要な視点を与えると考えられる。仮に、公円の元で受戒してまもない道元が、公円に付き添ってこの法要に参加していたと考えるならば、道元は、この時に師とされる公円・公胤・栄西の三師すべてと接点を持つ可能性すら存しているのである。この法要に参加した僧侶は、請僧だけでも一六〇人と記録されている。導師である公円のもとで菩薩戒を受け、通親・通具の子息でもある道元が、この法要に参加していたとしても何ら不自然ではなく、むしろ妥当な消息であると言える。現在の所、単なる憶測すぎないが、偶然とは思えないほどの一致である。

公胤が関わりをもつた主だった人物を列記すれば、法然・栄西・公円・道元・公暁・源通親・藤原定家・北条政子・源実朝などがあげられ、これを一見しただけでも、公胤が鎌倉時代を代表する人物と交流していた様子が伺えよう。公胤が平安時代後期から、鎌倉時代の初頭にかけて、日本の仏教の展開に多大な影響を及ぼしたのみならず、鎌倉幕府の源氏政権の終焉にも深く関わった僧であったことが判明したことは、中世の歴史の展開にとつても大きな新事実となる。また、道元と鎌倉との関係を考える上でも興味深い事実であると言えよう。



今後の課題としては、当然にして現在判明している公胤の關係資料についての更なる精査が必要であるうが、公胤に関する資料は他にも多く残されている可能性が存している。公胤が天台宗であり、榮西が一般的には臨濟宗の開祖とされ、法然が浄土宗の開祖であり、道元が曹洞宗の開祖であるわけである。また、浄土真宗の開祖である親鸞の親筆とされる『西方指南抄』にも公胤の記事が見られるため、鎌倉時代初期における鎌倉新仏教の開祖との多くの關係が指摘でき得るわけである。さらに、当時の時代を中心にしたとされるような源通親や、源実朝・北条政子との關係が指摘されるため、公胤に関する資料も広範囲に及んでいる可能性が高い。

本稿は、あくまでこれまでの研究成果であり、公胤の事跡の概略を述べることに勤めたものである。したがって、各々の項目について更なる調査や精査が必要となる。今後、更に調査を進め、公胤に関する資料の調査を試み、平安時代後期から鎌倉時代初期にかけて活躍した公胤の事跡について考察を進めていきたい。さらに、後に鎌倉新仏教といわれる新たな仏教の成立について、公胤の事跡を通して明らかにしていきたい。

(付記) 本稿制作にあたりましては、駒澤大学の佐藤秀孝先生に御指導を賜りました。深くお礼を申し上げる次第です。

註

- (1) 中世古祥道『道元禪師伝研究』正、一九七九年
- (2) 『訂補建擲記』(河村孝道『諸本對校永平開山道元禪師行狀建擲記』一九七五年) 七―八頁
- (3) 『三大尊行狀記』(曹洞宗全書) 史伝上、一九二九年) 一一―一九頁
- (4) 『建擲記』(河村孝道『諸本對校永平開山道元禪師行狀建擲記』一九七五年) 一〇―一一頁
- (5) 東大史料編纂所所蔵『華頂要略』卷一二二「天台座主記」三、「第七十二權僧正承円」
- (6) 『寺門伝記補録』卷十四「長吏高僧略伝卷下」(大日本仏教全書) 第二七、仏書刊行会、一九八一年) 三四三―三四四頁
- (7) 東大史料編纂所所蔵『華頂要略』卷二二「天台座主記」二、「第七十權僧正公円」
- (8) 『仁和寺御日次記』建保元年五月四日条
- (9) 『僧官補任』(『群書類従』第四輯、補任部、続群書類従完成会、一九二九年) 五五九頁
- (10) 『吾妻鏡』建保五年六月二十日条
- (11) 『僧官補任』(『群書類従』第四輯、補任部、続群書類従完成会、一九二九年) 五五九頁
- (12) 『寺門伝記補録』(大日本仏教全書) 第一二七、仏書刊行会、一九八一年) 三四四頁
- (13) 『尊卑分脈』第一篇(『新訂増補国史大系』五十八卷、一九八〇年) 八二頁
- (14) 前掲、中世古祥道『道元禪師伝研究』正、八五―九一頁
- (15) 『日本洞上聯灯録』に、良觀の誤植説が出て以降、面山瑞方によって支持された。

- (16) 『代々御産御祈禱記録』の正治二年(一一二〇)八月十九日条に「法印良観」として名が記されていることが、中世古祥道氏によって指摘されている。
- (17) 『園城寺伝法灌頂血脈譜』(『園城寺文書』第七卷、教学・教義、二〇〇四年)三七〇頁
- (18) ただし、道元が比叡山をおりた時の座主であり、公胤とは不仲であった可能性もある承円も、松殿法印基房の子息である。
- (19) 『吾妻鏡』建保元年六月二日条
- (20) 『吾妻鏡』建保二年二月四日条
- (21) 『喫茶養生記』(『群書類従』第十九輯、飲食部、続群書類従完成会、一九三三年)八四九―八五九頁
- (22) 『吾妻鏡』建保二年六月三日条
- (23) 『吾妻鏡』建保二年七月一日条
- (24) 『吾妻鏡』建保二年七月二十七日条
- (25) 『吾妻鏡』建保二年十月十五日条
- (26) 『吾妻鏡』建保三年六月五日条
- (27) 『千光法師祠堂記』(『続群書類従』第九輯上、伝部、続群書類従完成会、一九二七年)二七三頁
- (28) 仏闍師鍊『元亨釈書』卷二、「建仁寺榮西」の章(『大日本教全書』卷六十二、鈴木學術財団、一九七二年)七五―七七頁
- (29) 無住『沙石集』(『日本古典文学大系』八十五、渡邊綱也校注『沙石集』、一九六六年)四九六頁
- (30) 『泉涌寺不可棄法師伝』(石田充之『鎌倉仏教成立の研究 俊苒律師』、法蔵館、一九七二年)四一一―四二〇頁
- (31) 道元が入宋したのは貞応二年(一一二二)であるが、道元が入宋を前にして、榮西以外の入宋僧への参学が指摘されている、それが律僧俊苒である。ちなみに、俊苒の帰朝に際し、榮西が博多まで迎えに出向いたことは良く知られている通りであり、榮西と俊苒の関係は深い。あるいは、道元の俊苒への参学が、公胤が入宋を勧めたことに起因する可能性も存しよう。
- (32) 長円寺蔵『正法眼蔵随聞記』(田島毓堂・近藤洋子編『正法眼蔵随聞記語彙總索引』、法蔵館、一九八一年)一九頁
- (33) 長円寺蔵『正法眼蔵随聞記』(田島毓堂・近藤洋子編『正法眼蔵随聞記語彙總索引』、法蔵館、一九八一年)一九頁
- (34) 長円寺蔵『正法眼蔵随聞記』(田島毓堂・近藤洋子編『正法眼蔵随聞記語彙總索引』、法蔵館、一九八一年)三二六頁
- (35) 田村円澄『法然上人伝の研究』一九七二年
- (36) 三田全信『成立史的法然上人諸伝の研究』一九六六年
- (37) 伊藤唯眞『古法然伝の成立史的考察―特に『知恩講私記』を繞って―』(『法然上人伝の成立史的研究』第三卷(研究篇)、一九六一年)一一―一三四頁
- (38) 阿川文正『知恩講私記と法然上人伝に関する諸問題』(『大正大学研究紀要』第五十一輯、一九六八年)一一―四八頁
- (39) 中井真孝『法然伝と浄土宗史の研究』一九九四年
- (40) 『知恩講私記』(井川定慶『法然上人伝全集』一九五二年)一〇三―一〇三八頁
- (41) 『真宗聖教全書』拾遺部、真宗聖教全書編纂所編、一九八九年
- (42) 柳田良洪『新発見の法然伝記―『知恩講私記』―』(『日本歴史』第二二〇号、一九六五年)二二七―二二〇頁
- (43) 『法然上人伝記』(井川定慶『法然上人伝全集』一九五二年)七七三―七七九頁
- (44) 『源空聖人私日記』(井川定慶『法然上人伝全集』一九五二年)七六九―七七二頁

- (45) 法然の消息等を集録した『西方指南抄』は、親鸞の編纂によるもの、あるいは親鸞の転写とされているが、いずれにしても親鸞親筆とされ、真宗高田派本山の専修寺に現存し、国宝に指定されている。
- (46) 靈山勝海「再説西方指南抄の編者について」(『真宗研究』第二十三輯、一九七九年、一〇〇—一〇二頁)には、上巻の末尾に記される「公胤夢告」と奥書の部分の筆跡が異なり、後の追記ではないかとの指摘がなされている。
- (47) 『西方指南抄』(『定本親鸞聖人全集』第五巻、輯録篇、法藏館、一九六八年)一〇九頁
- (48) 田村田澄「法然上人伝の研究」一九七二年
- (49) 『仁和寺御日次記』建保四年三月十八日条
- (50) 『史迹と美術』第二十二輯ノ十「如意寺跡特集」(一九五二年)に、川勝政太郎「如意寺とその古図」・佐々木利三「如意岳山上の石組」・中村直勝「如意寺の一史料」・竹村俊則「如意寺跡をたずねて」の論考が挙げられた。
- (51) 『古代文化』第四十三巻第六号(一九九一年)に、上山春平「特輯『如意寺の諸問題』に寄せて」・山岸常人「如意寺伽藍の形成とその性格」・梶川敏夫「如意寺跡—平安時代創建の山岳寺院—」・鈴木久雄「灰山庭園遺跡」・家崎孝治・鈴木久男・梶川敏夫氏「如意寺跡発見遺物」・木村捷三郎「如意寺跡発見遺瓦—平安時代前期」・近「銘鏡瓦とその周辺」・泉武夫「『園城寺境内古図』の制作年代」・森郁夫「如意寺調査の経過と今後の課題」の論考が挙げられた。
- (52) 滋野敬淳「三井寺如意寺山越えの記」(『園城寺』巻二十二、一九七八年)一三一—一七頁
- (53) 上山春平「如意越え探索」(『園城寺』巻二十六、一九七九年)二一—五頁
- 三井寺の公胤について(下)(館)
- (54) 梶川敏夫「如意寺跡発見の挑み」(『園城寺』巻五十六・五十七・五十八号、一九八六・一九八七年)
- (55) 関口力「如意寺跡実見小記」(『土庫』第五十三号、一九九〇年)三頁
- (56) 泉武夫「園城寺境内古図の制作年代」(『金沢文庫研究』第二八四号、一九九〇年)一一—二二頁
- (57) 佐々木利三「如意寺跡の庭園遺跡」(『龍谷史壇』第九十九・一〇〇号、一九九二年)一三三—一四三頁
- (58) 梶川敏夫「如意寺跡の発見とその遺跡」(『日本歴史』第五二七号、一九九二年)九六—一〇六頁
- (59) 江谷寛「古代中世の山岳寺院—如意寺を中心として—」(『考古学ジャーナル』巻三八二、一九九四年)二—四頁
- (60) 平成五・六・七年度文部省科学研究費補助金研究成果報告書「平安時代山岳伽藍の調査研究—如意寺跡を中心として—」(一九九六年)
- (61) 小山田和夫「如意寺の創建に関する覚書」(『古代文化』第四十五巻第二号、一九九三年)三五—四三頁・「如意寺の僧侶たち—高棟流桓武平氏の氏寺としての如意寺の別当慶範を中心に—」(『立正史学』第七十三号、一九九三年)二二—三二頁
- (62) 「天台宗如意寺門跡歴代」(『読史備要』東京大学史料編纂所、一九六六年)九九四頁
- (63) 「寺門伝記補録」巻二「承元祭祀記」(『大日本仏教全書』第一二七、仏書刊行会、一九八一年)一三七—一三八頁
- (64) 杉尾玄有「源実朝の入宋企図と道元禪師」(『宗学研究』第十八号、一九七六年)四一—四六頁
- (65) 「波多野義重宛書状」は、大久保道舟氏の『道元禪師全集』下巻(一九七〇年)四〇七頁によるが、注記に「\*」訂補建

三井寺の公胤について（下）（館）

「撕記圖繪下」ヨリ抜粹」とあり、「訂補建撕記圖繪下」が如何なる文書に依ったかは不明である。

(66) 『新編相模国風土記稿』卷五十二「大住郡卷之十一、波多野庄東田原村」、「金剛寺」の章（『新編相模国風土記稿』第三卷、雄山閣、一九九八年）一三九—一四〇頁

(67) 『法灯国師行実年譜』（『続群書類従』第九輯上、続群書類従完成会、一九二七年）三四七—三六一頁

(68) 『紀伊統風土記』「高野山群三十七、高僧行状之四、入道願性伝」（『紀伊統風土記』第四輯、臨川書店、一九九〇年）七九九頁

(69) 田中稔「大内惟義について」（『中世日本の諸相』下巻、吉川弘文館、一九八九年）五一—三二頁

(70) 『光台院御室伝』「御堂供養御参事」（『続群書類従』第八輯上、伝部、続群書類従完成会、一九二七年）五五—五六頁

公胤年表

年	月日	出典	表記	僧階	僧職	年齢
天養元年(一一四四)	※	〔園城寺長吏次第〕	(生誕)			
久安元年(一一四五)	※	〔三井統灯記〕卷六	(生誕)			一歳
保元三年(一一五八)	※	〔僧綱補任殘闕〕	(出家)			十四歳
承安四年(一一七四)		〔寺門伝記補録〕卷十四	於聖願寺、授三部大法職位於前大僧正公胤。			三十一歳
治承二年(一一七八)		〔山槐記〕	今日最勝講始也。…聽衆：公胤			三十五歳
治承三年(一一七九)		〔山槐記〕	自今日被始行最勝講、藏人頭右中将通親朝臣、…聽衆：公胤			三十九歳
寿永元年(一一八二)		〔山槐記〕	被始行十座仁王講、…公胤(已上三會已講)	已講		三十一歳
		〔山槐記〕	今日最勝光院御八講始也、…公胤(已上已講)	已講		三十九歳
寿永二年(一一八三)		〔吉記〕	今日院御逆修始也、…請僧：公胤(已上三會已講)	已講		四十歳
		〔吉記〕	御仏供養、公胤已講為御導師	已講		々
		〔吉記〕	今日六七日御仏事也、公胤為御導師	已講		々
		〔吉記〕	今日曼荼羅供也、…大阿闍梨前大僧正公顯率讀衆八口(已講、公胤、公胤)	已講		々
		〔山槐記〕	今日、季御読経定、…三會已講：公胤	已講		々
		〔吉記〕	(法勝寺御八講始事)…講師權律師：公胤。…(僧事々)…公胤今日任律師	權律師		々
		〔玉葉〕	又有僧事云々、權律師公胤(已講)	權律師		々
		〔吉記〕	今日最勝光院御八講始日也。權律師：公胤。…夕座講師公胤	權律師		々
元暦元年(一一八四)		〔僧綱補任殘闕〕	二会：公胤廿七：公胤	律師		四十一歳
		〔吉記〕	今朝先有每日御供養、公胤律師為御導師	律師		四十一歳

三井寺の公胤について(下)(館)

三井寺の公胤について（下）（館）

文治元年（一一八五）			〔僧綱補任殘闕〕	三会：公胤廿八：公雅卅一			法臘二十八
	五月一日		〔玉葉〕	今日法勝寺卅講始也、演義者：權律師：公胤	權律師		四十二歳
	五月二十三日		〔玉葉〕	此日、最勝講初日也、：講師：公胤			々
	七月十五日		〔玉葉〕	最勝光院孟蘭盆、：御導師公胤律師	律師		々
文治二年（一一八六）	五月二十七日		〔玉葉〕	明日最勝講了：講師問者、朝座、公胤律師	律師		四十三歳
文治二年（一一八六）	十二月一日		〔玉葉〕	法成寺：今日且為豎義聽聞所參人也、講師公胤僧都、	僧都		四十五歳
建久元年（一一九〇）	五月三十日		〔玉葉鏡〕	今日〔五月卅日〕奉為一條殿、御仏事遂行訖、御導師、寺僧都御房（公胤）	僧都		四十六歳
建久三年（一一九二）	三月十六日		〔三井統灯記 卷六〕	公胤（明王院権少僧都、四十六歳、建久元年十月、：）	権小僧都		々
	四月四日		〔明月記〕	御前僧十三口、：雅縁・実全：公胤			四十八歳
	四月八日		〔明月記〕	三七日也、小時被始講筵、内府已下十二人着座、導師公胤			々
建久六年（一一九五）	八月二十五日		〔三長記〕	有臨時御仏事（一品、即被始）（公胤導師、大日如来）			々
建久九年（一一九八）	二月十四日		〔明月記〕	仁王講：僧綱三口（僧都公胤・経舜・律師公雅等也）	僧都		々
正治元年（一一九九）	五月二十三日		〔猿蓑闕白記〕	上皇幸八幡也、：有御経供養、：御導師公胤			五十四歳
正治二年（一二〇〇）	八月二十九日		〔明月記〕	此日勝講始也、：講師法印大僧都公胤（園城寺、天台宗）	大僧都・法印		五十五歳
				刑部三品（通親系頼子）逆修之間、顕兼・公清、每度取布施云々、公清・公胤法印之縁歟、可貴賢慮。	法印		五十六歳
建仁元年（一二〇二）	一月二十六日		柳原家本「玉葉」	実慶ハ公胤法印同体也、公胤与内大臣分身也。	法印		五十七歳
	十月五日		〔明月記〕	御経供養、（公胤）：御共人内府（通親）			々
	十月十二日		〔明月記〕	御幸：御導師権大僧都法印和尚依公胤、内大臣正二位兼行右近衛大将皇太弟伝源朝臣通親	大僧都・法印		々
	十月十六日		〔明月記〕	御経供養御所、：公胤法印御経供養了、：	法印		々
建仁二年（一二〇二）	九月三十日		〔猪隈闕白記〕	於新羅社、始行法華三十講。時而証誠、法印大僧都公胤、権大僧都行舜也。	大僧都・法印		五十八歳
				此日如説（百座）仁王会也、：惣講師法印権大僧都公胤	権大僧都・法印		々

建仁三年(一一〇三)	※		寺門伝記補録 卷十四 補本寺及法勝寺別当職。				法勝寺別当	五十九歳
元久元年(一一〇四)		五月十五日	〔明月記〕 証誠三人、雅縁・公胤(法印)・行寂				法印	々
元久二年(一一〇五)	※	六月十三日	〔明月記〕 今日御幸云々；十種供養、公胤導師說法云々					六十歳
		一月一日	〔明月記〕 補長吏(治)。于時權僧正。				權僧正	六十歳
		一月五日	〔明月記〕 夜前有僧事云々、權僧正公胤(籠野七重御塔供養)				權僧正	六十一歳
		三月三十日	〔明月記〕 除夜公胤僧正珍重； 向白河、見公胤僧正菜花威儀。				權僧正	々
建永元年(一一〇六)	※	二月二十二日	〔僧信補任〕 公胤。元久三任、治一年。明王院僧正。				僧正	六十二歳
		四月二十五日	〔三長記〕 今日於院被供養四天。；御導師權僧正公胤。；源空以下可被行罪科事、為佛法滅亡之基之由、依訴申、雖及此沙汰、彼輩又所勸念仏佛也。				權僧正	々
		五月十八日	〔明月記〕 今日依開一番論議僧名。；御前居案、雅縁・公胤兩僧正；建永元年五月(十八日)				僧正	々
		五月二十五日	〔三長記〕 自今日被始行最勝講、；權僧正公胤(証義)				權僧正	々
		五月二十九日	〔禪隈関日記〕 此日最勝講始也。；証義者權僧正公胤也。；呪願權僧正公胤				權僧正	々
		八月二十五日	〔三長記〕 今日最勝講結願也。僧事；法眼；隆円(權僧正公胤籠野詣導師賞讃)				權僧正	々
		十月十六日	權僧正美全・公胤等可辞申。				權僧正	々
承元元年(一一〇七)		五月二十三日	曼陀羅供始(後也、(公胤僧正、讚衆住人)				權僧正	六十三歳
		七月六日	〔明月記〕 僧事、；正僧正、三井寺長史公胤(本前權僧正)				正僧正	々
		七月十二日	〔明月記〕 入夜、向公胤僧正房。				僧正	々
		十月二十一日	〔明月記〕 參承門院(故内府遺息)、；公胤僧正講師				僧正	々
		十月二十九日	〔明月記〕 公胤・覺美兩僧正左右扶持				僧正	々

三井寺の公胤について（下）（館）

承元二年（二〇八）	三月二十一日	『明月記』	於寢殿有弥勒供養、公胤僧正導師	僧正		六十四歲
承元三年（二〇九）	九月二十九日	『吾妻鏡』	公胤、承元三重任、治八年。		園城寺長史	六十五歲
	十月十日	『吾妻鏡』	園城寺、明王院僧正公胤下著。是依御召請也。	僧正		々
	十月十三日	『吾妻鏡』	民部大夫行光、永福寺之傍、建立一伽藍。今日遂供養。以明王院僧正公胤、為導師。	僧正		々
	十月十五日	『吾妻鏡』	當于故石大將家御月忌。於法華堂被修御仏事。導師明王院僧正、施玉尼御臺所御參。	僧正		々
	十月十七日	『吾妻鏡』	明王院僧正、被參御所。將軍家、有御面談、園城寺興隆事	僧正		々
	二月二十一日	『吾妻鏡』	權僧正歸洛。而時節厲寒天、殊可有遠路煩悶。將軍家、類雖令拘留給、依可為長講堂供養導師、被急歸寺（云云）。	權僧正		々
承元四年（二一〇）	三月十三日	『吾妻鏡』	為廣元朝臣奉行、發御使於京都。是明王院僧正公胤、依可為長講堂供養御導師、被遣上童等裝束也。	僧正		六十六歲
	四月二十五日	『猪隈岡日記』	去月、所被遣明王院之御使歸參。申云、去二日、六條殿長講堂被遣供養。公胤、為御導師（云云）			々
	四月二十六日	『仁和寺御日記記』	此日上皇於最勝四天王院、以百口僧被駭誑三部經：百口之内、御導師前僧正大胤也。	前僧正		々
	五月三日	『猪隈岡日記』	上皇於最勝四天王院、被行百僧誑經、御導師前公胤僧正。	僧正		々
	十月十八日	『寺門伝記補録』卷十四	今日院最勝講初也。：証義者前僧正公胤	前僧正		々
建曆元年（二一一）	四月二十三日	『寺門伝記補録』卷十四	執行新羅社祭禮。祭儀嚴麗逾于前代（有記）。			々
	十月二十五日	『明月記』	上皇（後鳥羽）屈請諸宗緇徒一萬三千二百十五人于四天王寺、頓寫一大藏經。：呪願、園城寺長吏前權僧正公胤也。	前權僧正	園城寺長史	六十七歲
建曆二年（二一二）	二月二十五日	『仁和寺御日記記』	參宜秋門院、退出路次謁公胤僧正、心閑談話。修理破壞御堂旧佛之願、語不隨意。	僧正		々
	六月二十六日	『明月記』	行願寺供養、導師前僧正公胤。	前僧正		六十八歲
	八月四日	『明月記』	今日前八條院御正日也。於八條殿被供養一切經、（公胤僧正導師）	僧正		々
			今日母儀三品十二年忌日、：円経玄信替、隆養公胤替云々			々



建保元年(一二三三)	一月二十五日	『明月記』	參坊城殿：導師公胤僧正	僧正		六十九歳
	三月二十五日	『權法務相統次第』	前僧正公胤、建曆三、廿五在。	前僧正	權法務	々
	四月二十六日	『明月記』	法勝寺：權律師公縁(別當公胤賞議)：已上追加申請也。：九重塔供養		法勝寺別當	々
	※		法勝寺九層塔婆造立供養、是亦、敕權僧正為祝願。今年賜法務。	權僧正	法務	々
	五月三日	『寺門伝記補録』卷十四	自今日院最勝講、：初日：行香祝願公胤、：第五日、：行香祝願公胤			々
	五月二十二日	『明月記』	自今日院最勝講、：初日：行香祝願公胤、：第五日、：行香祝願公胤			々
	五月二十二日	『明月記』	向崎堂、公胤僧正曼陀羅供云々	僧正		々
	八月二十二日	『明月記』	自今日二品被仰三七日遊修云々、(僧正公胤)	僧正		々
	九月一日	『明月記』	參仏事所、：導師僧正(公胤)	僧正		々
	※		公胤(明王院權少僧都、：建曆二年十月、於長元床勤之。)			々
	十月	『三井統灯記』卷六	曼陀羅供、公胤僧正	僧正		々
	十一月八日	『明月記』	園城寺長吏僧正公胤、進僧者、愁申當寺燒失事(云云)	僧正	園城寺長史	七十歳
建保二年(一二三四)	四月二十五日	『吾妻鏡』	園城寺回祿之間、可被修造唐院并堂舍僧坊之由、有其沙汰、鎌倉中、建立数字之伽藍、以公顯・公胤而僧正、為供養導師、依此等芳躅、及今儀歟。			々
	五月七日	『吾妻鏡』				々
建保三年(一二三五)	※		『寺門伝記補録』卷十四			七十一歳
建保四年(一二三六)	三月十八日	『仁和寺御日次記』	嵯峨柳觀音堂(號干光院)供養、導師僧正公胤。	僧正		七十二歳
	夏(四一六月)	『鶴岡八幡宮社職務次第』	公暎、：定暎弟子、公胤僧正灌頂弟子。自建保四年夏比、為學道三井寺雖被住、：	僧正		々
建保五年(一二三七)	※			僧正		七十三歳
建保六年(一二三八)	※		阿闍梨公暎、：此一兩年、為明王院僧正公胤門第、為學道所被住寺也。	僧正		七十四歳
	十月	『三井統灯記』卷九	十月会題者長史公胤、一筭精之、第二筭經玄精之、至得否者、公胤示之、即退出。		十月会題者	七十四歳

本年表は、日記資料を中心に、公胤を編年資料として見ることが出来るように作成したものである。したがって、ここに出されたもの以外にも公胤の行実を記す資料は存している。本年表はあくまで参考程度にとどめていただきたい。また、※印を付したものは、今後考察の余地の残る記事や、二説以上存している記事である。